

二宮町ごみ減量化推進協議会 会議次第

日 時 平成24年8月8日(水)

午後2時00分より

場 所 二宮町役場 2階 公室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員の委嘱等について

○委員の委嘱

○委員の自己紹介

4. 議 題

(1) 会長、副会長の選出

(2) 二宮町の廃棄物処理の現状について

(3) ごみの減量化について

(4) 今後のスケジュールについて

(5) その他

5. 閉 会

二宮町ごみ減量化推進協議会委員名簿

(敬省略)

氏名	役職等	備考	任期
平田 光枝	ヘルスマイト二宮	1号委員	H24.8.8～ H26.8.7
工藤 行雄	二宮町商店連合協同組合 理事長	2号委員	H24.8.8～ H26.8.7
浅田 良成	(株)二宮美化サービス 専務取締役	2号委員	H24.8.8～ H26.8.7
大矢 孝道	地区長連絡協議会 会計	4号委員	H24.8.8～ H26.8.7
山田みどり	公募	4号委員	H24.8.8～ H26.8.7
西川 靖子	公募	4号委員	H24.8.8～ H26.8.7

二宮町ごみ減量化推進協議会規則

第3条第2項

- (1) 環境関係団体の構成員
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 町内在住の一般町民
- (5) その他町長が必要と認めた者

二宮町ごみ減量化推進協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 5 条の 8 第 2 項に定められている廃棄物減量等推進員の活動の趣旨を踏まえた二宮町ごみ減量化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について推進又は調査研究を行う。

- (1) 二宮町一般廃棄物処理基本計画に位置付けられている減量化、資源化計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物の減量化の啓発活動に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めたごみの減量化に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 環境関係団体の構成員
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 町内在住の一般町民
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことが出

来ない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、町民生活部生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(二宮町リサイクル対策協議会規則の廃止)

2 二宮町リサイクル対策協議会規則（平成3年二宮町規則第22号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

二宮町ごみ減量化推進協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町ごみ減量化推進協議会（以下「推進協議会」という。）の会議及び会議記録の公開に関し、必要な事項を定める。

(推進協議会の公開)

第2条 推進協議会は公開とする。ただし、次のような情報を含む事項を審議する場合には、推進協議会の決定により、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報。
- (2) 法人等に関する情報であって、公開すると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報。

(推進協議会開催の周知)

第3条 前条の規定に基づき、推進協議会を公開する場合、推進協議会の開催について、1週間前までに公表することとする。ただし、推進協議会を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

- 2 公表の方法は、町ホームページへの掲載その他の方法により行うこととする。

(推進協議会の傍聴)

第4条 推進協議会の公開は、推進協議会の傍聴を希望する者に推進協議会の傍聴を認めることにより行う。

- 2 推進協議会の傍聴に関する必要な事項は、別に定める。

(会議記録の公開)

第5条 推進協議会の会議記録は、推進協議会の終了後、町のホームページに掲載することにより公開する。

- 2 前項で規定する会議記録は、会議の内容を要約したものとする。
- 3 検討委員会当日の資料については、その内容が第2条第1号及び第2号に該当する事項を除き、推進協議会の庶務担当課において、一般の閲覧に供するものとする。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるものを除くほか、推進協議会の会議の公開に関して、必要な事項については、会長が決定することとする。

附 則

この要領は、平成19年8月17日から施行する。

二宮町ごみ減量化推進協議会会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町ごみ減量化推進協議会の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領第4条第2項の規定に基づき、二宮町ごみ減量化推進協議会（以下「推進協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定める。

(傍聴席)

第2条 傍聴席の数は10名程度とし、推進協議会の開催の都度、推進協議会の庶務担当課が会議室の収容人数等を考慮して定める。

(傍聴申込方法)

第3条 傍聴の申込み受付は、会議当日会場で申し込むものとし、傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順とする。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は傍聴席に入場することができない。

- (1) 前条により決定した傍聴者以外の者
- (2) 検討を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会議の秩序を乱し、又は検討の妨害となるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビの撮影及び録画等の禁止)

第6条 傍聴者は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。

(秩序の維持)

第7条 会長は、推進協議会の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は推進協議会の庶務担当課の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は推進協議会の庶務担当課の職員に必要な指示をさせたにも関わらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

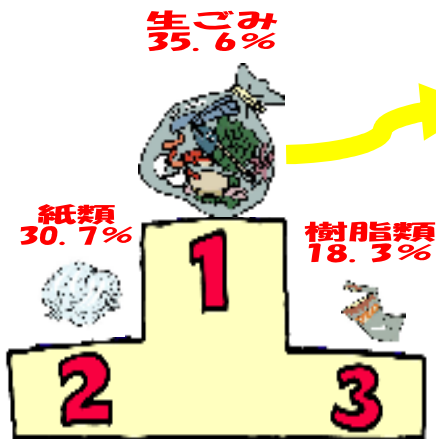
この要領は、平成19年8月17日から施行する。

水分ひとしぼり運動

毎日出るごみを無作為に抽出し、調べたところ、生ごみが1位で、紙類が2位、樹脂類が3位でした。

しかし、毎日出るごみを乾燥させてから、調べると、生ごみは、紙類や樹脂類よりも軽くなります。

なぜなら、**生ごみの80%以上は、水分だからです。**



ごみ分析結果(H21.重量比)



え〜！！
水を燃やしているの…



水分削減方法

①水切りネットで水分を「ぎゅっと」しぼる。



ごみ出しの際は、「ぎゅっと」ひとしぼりしてから、ごみに出して下さい。



ぎゅっ
ひとしぼり

②生ごみ処理機を利用する。

町では、平成9年から生ごみ処理機購入費の補助を開始し、約13%の世帯へ補助を行いました。

まだ補助金を利用していない方、購入後、故障してしまった方は、是非この補助制度をご利用ください。



③天日干しをする。



生ごみを天気の良い日に1日天日に干したら約半分減量することができます。

言い換えれば、水分がほとんど飛んだことになります。皆さんも挑戦してみてください。

生ごみ処理機補助金のご案内

生ごみ処理機を購入する場合は、購入費の一部を助成します。

- ★ 過去に補助を受けたことのある方は、5年経過または破損の場合に再度助成対象となります。
- ★ 電動型と非電動型は、それぞれ補助が受けられます。(たとえば、電動型の補助を受けた方は、非電動型の補助を受けることができます。)

リピーターの方も
大歓迎です!

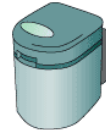


「電動型」生ごみ処理機

(1世帯あたり1台まで)

75% 助成

※助成限度額 2万円

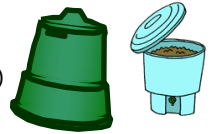


「非電動型」生ごみ処理機

(1世帯あたり2台まで)

90% 助成

※助成限度額 2万円 (1台あたり)



助成の対象となる方は…

- ① 二宮町にお住まいの方(住民登録されている方)で、生ごみ処理機を購入して、使用する家庭の方です。(※事業者は対象外)
- ② 助成対象は、1世帯につき電動型1台、非電動型2台です。

手続きは…

- ① 領収書(レシート不可)、通帳(領収書と同一名義)、印鑑をお持ちになり、役場の生活環境課の窓口で申請書に必要事項をご記入の上、申請してください。
- ② 領収書には、生ごみ処理機の品名(型番含む)、販売店名、購入日、購入額、購入者の氏名(申請者と同一氏名)が記入されていることをご確認ください。
- ③ 購入日から1年以内に申請してください。1年を超えたものは助成できません。
- ④ 申請書や領収書が記載不備の場合は、再提出をお願いすることがあります。

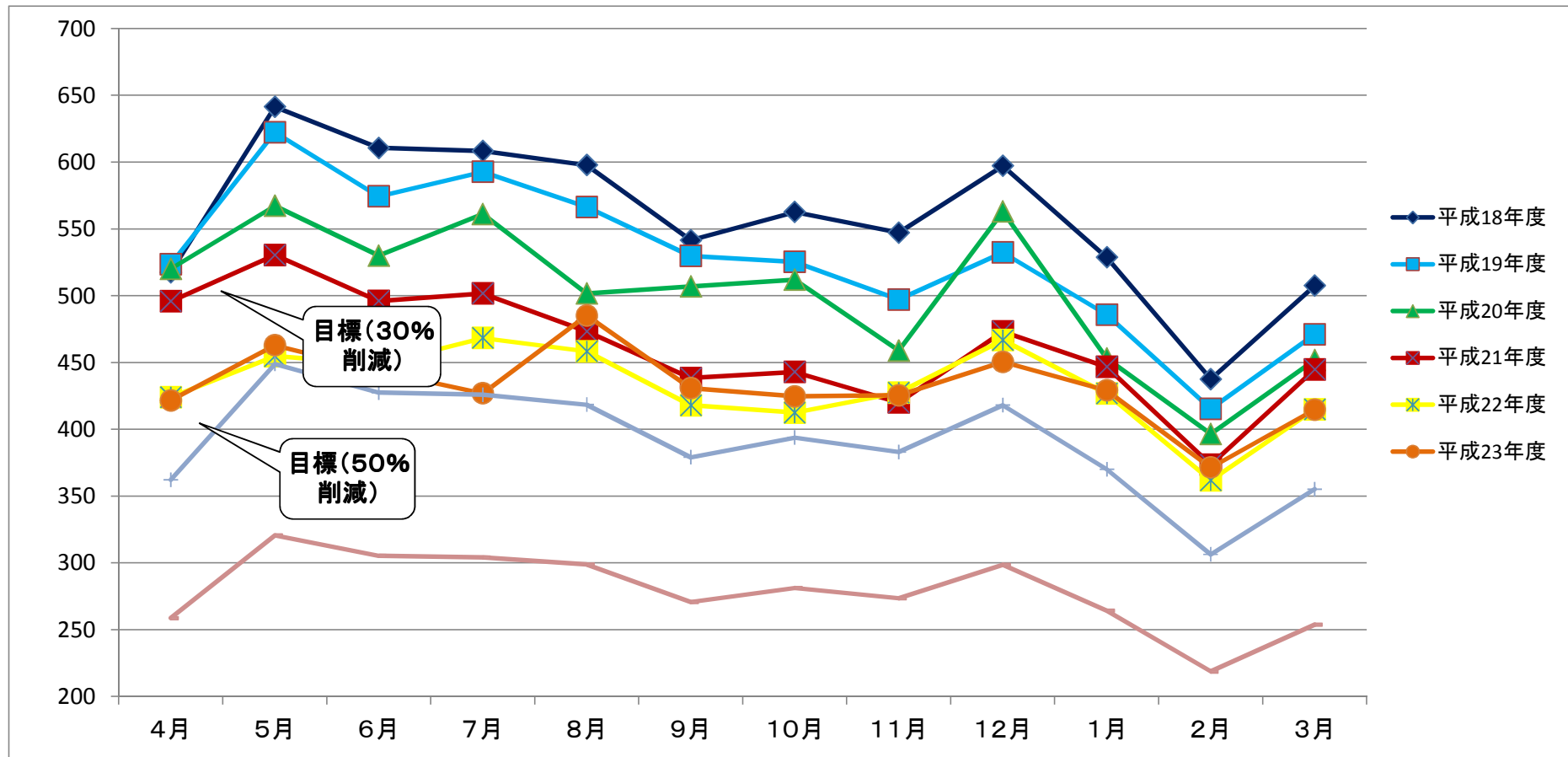
指定協力販売店で購入する場合は…

- ① 補助金を差し引いた価格で購入できます。
- ② 身分証明書、印鑑をお持ちになり、指定協力販売店で申請書に必要事項をご記入の上、申請してください。
- ③ 指定協力販売店は、生活環境課へお問い合わせください。

可燃ごみ月別処理量

(単位:トン)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平成18年度比	原単位
平成18年度	517.512	641.389	610.629	608.356	597.886	541.590	562.638	547.249	597.279	528.710	437.536	507.533	6,698.307		612.3g
平成19年度	523.611	622.346	574.435	592.711	566.450	529.753	525.310	497.183	532.376	485.881	415.320	471.161	6,336.537	-5.4%	582.6g
平成20年度	520.19	567.36	530.03	561.15	501.72	506.99	511.99	458.93	563.07	453.17	396.53	451.96	6,023.09	-10.1%	557.8g
平成21年度	495.87	530.47	496.03	501.70	473.31	438.36	442.95	420.10	473.19	446.74	373.57	444.92	5,537.21	-17.3%	511.8g
平成22年度	424.06	454.79	448.66	468.39	458.43	418.04	412.54	427.46	466.82	426.76	361.81	415.04	5,182.80	-22.6%	481.0g
平成23年度	421.61	462.96	443.65	426.98	485.27	430.82	424.63	425.46	450.46	429.19	371.45	414.80	5,187.28	-22.6%	482.4g
目標(30%削減)	362.26	448.97	427.44	425.85	418.52	379.11	393.85	383.07	418.10	370.10	306.28	355.27	4,688.81		
目標(50%削減)	258.76	320.69	305.31	304.18	298.94	270.80	281.32	273.62	298.64	264.36	218.77	253.77	3,349.15		



事業系ごみの出し方

「事業者の責任で処理」が原則！

会社、工場、事務所、飲食店、商店など、事業を営む上で出たごみは、量や質にかかわらず「事業系ごみ」として事業者の責任で自ら処理することが義務付けられています。

町では、年間で9ト以上排出する事業者のごみは、収集していません。

ごみの処理方法

- ◆生ごみ（弁当の残り、野菜くず）
- ◆木くず（割りばし）
- ◆紙くず（ティッシュ）
- ◆繊維くず など



年間9ト以上

方法は2通り

- ①環境衛生センターへ自己搬入
- ②収集運搬許可業者に委託（許可業者はお問い合わせください）



年間9ト未満

「毎日出るごみ」「草・落ち葉」は、黄色の事業用指定ごみ袋に入れて出す。資源ごみなどは、家庭系ごみと同じ方法で出す。



※産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。

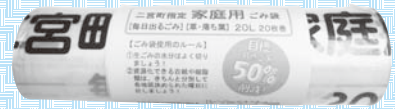
9月から

指定ごみ袋の包装が変わります

平袋方式イメージ



ロール方式



指定ごみ袋の包装が9月から順次、「ロール方式」から「平袋方式」に変更します。ごみ袋自体は、従来どおりの形状です。



※販売価格、容量、素材、色などに変更はありません。

※ロール方式の指定ごみ袋は、引き続き9月以降も使用できます。

平袋方式への変更理由

ロール方式のごみ袋は、製造できる工場が限られているため、製造価格の競争性の確保が困難でした。経済性の確保を図る観点から、競争性の高い平袋方式を採用しました。

問い合わせ

生活環境課生活環境班

資源ごみの売却単価と処理費用 ～目指せ！可燃ごみ50%削減～

	6月分		前月との比較		平成18年度 同期比較	
	量	処理費用	量	処理費用	-23.7%	
毎日出るごみ (可燃ごみ)	466,050 kg	16,249,746 円	-11,500 kg	-1,021,582 円	売却価格…町の収入	
資源ごみ	剪定枝等	84,175 kg	1,346,800 円	12,080 kg	193,280 円	今月
	古紙・布類	143,910 kg	0 円	-2,530 kg	0 円	前月との比較
	空きビン	20,430 kg	23,760 円	3,290 kg	480 円	0 円
	金属類	21,160 kg	666,540 円	-4,690 kg	-147,735 円	1,376,235 円
	樹脂類①②③	57,110 kg	2,961,315 円	-6,120 kg	-443,884 円	10,090 円
	合計	326,785 kg	4,998,415 円	2,030 kg	-397,859 円	760 円
					116,203 円	
					-4,090 円	
					8,793 円	
					960 円	
					1,511,321 円	
					9,375 円	



廃食用油 分別収集のお知らせ（案）

平成 24 年 10 月から廃食用油の分別収集を開始します。

収集日

「毎日出るごみ」の日と同じ日

※ごみ置場には、「毎日出るごみ」、「剪定枝・草・落ち葉」と分けて置いてください。

出し方

- 油は軽くこしてから出してください。
- ペットボトルなど中身が見える透明か半透明の容器に入れて、さらにビニール袋に入れて出してください。
- キャップはしっかり締めてから出してください。
- ガラスビンは破損の恐れがあるため、使用しないでください。
- ペットボトルのラベルは「その他樹脂」で出してください。
- 未開封の食用油はそのままの容器で出しても構いません。
- 賞味期限切れでも食用油でも収集いたします。

● 注意

使用済みの食用油は非常に熱く危険なため、必ず冷ましてからペットボトルに入れ、キャップをしっかりと締めてください。

収集する廃食用油

サラダ油、オリーブ油、ごま油、菜種油、大豆油、ひまわり油、コーン油、紅花油（サフラワー油）などの植物油

収集不可能な油

○事業所（飲食店、小売店、工場）から出る油

○動物・鉱物系油

豚油（ラード）、牛脂（ヘット）、機械油、エンジンオイル、灯油、軽油、ガソリン、シンナー、塗料など

資源化の用途

主に印刷用のインキの原料に再生利用